

## 育林経営を阻む諸要因に関する研究 －林研グループへの質問紙調査結果を中心として－

○大塚生美（森総研東北）・林雅秀（森林総研東北）・安村直樹（東大田無演）・志賀薫（東大アジ研セ）・岩永青史（筑大生環系）・餅田治之（林業経済研）

### 研究目的

林野庁の事業「新流通」および「新生産」の結果、わが国林業における川下側の構造は大きく再編され、今日では国産材の加工・流通はビジネスとして成立するようになってきている。一方の川上側は、木材価格の低迷や高齢化等を背景に育林経営への意欲は喚起されず、依然としてビジネスとして展開ができていない。しかし、世界に目を向ければ、木材価格がグローバル水準で決定されるとともに、天然林伐採が縮小し人工林育成林業に移行する中、木質バイオマス需要等の新たな需要が喚起されており、育林を巡る環境は変化し、育林経営は内部収益率の高さから投資対象となったり、経営が信託される例も少なくない。わが国でも補助金を前提とすれば、育林コストは世界的な競争力を持ち得る条件が生まれているのにもかかわらず、補助金があってもなおわが国の育林経営の多くはビジネスとして展開し得ていない。しかし、今日、わが国においても育林コストを縮減するなど、育林経営のビジネス化にチャレンジしようとする兆しもまた見えるようになってきている。本研究は、そうした新たな動きを分析すると共に、育林経営を阻む諸要因を明らかにすることを目的としている。

### 研究方法

研究目的に接近する上で、大規模森林所有者層の新たな育林経営の動きについては、訪問調査により徐々に明らかになりつつある一方で、中小規模層については、全国的な動向が見えにくい状況にあった。このため、全国林業研究グループ連絡協議会（全林研）の協力の下、都道府県林研グループ連絡協議会（都道府県林研）を通じて全国の森林所有者に向けてアンケート調査を実施した。なお、協力機関である全林研の助言を得て、①都道府県林研の作業負担を軽減すること、②全林研の会員は、森林所有者、素材生産業者、製材工場等々多岐にわたることから、森林を所有しかつ経営を行っている会員5件前後を都道府県林研に選出してもらうことで、質問紙調査（アンケート）の客体を確定した。

### 研究結果

都道府県林研を通じたアンケートの配布数は247、回収率は82.9%であった。回答者の属性は、男性95.6%、所有面積50ha以下が65.4%、年齢は60代が42.4%、50代を含めると62.4%、70代迄含めると85.3%であった。アンケート調査結果からは、①自伐林家の可能性と課題、②施業委託先の多様化、③林地流動化に関する意識等々が明らかになった。また、247人中157人と実に6割を超える回答者から自由記入をいただき、本アンケート調査は、アンケートの質問範囲を超えて育林経営に関する貴重な情報集積にもなった。口頭発表では、以上の分析結果を報告する。

（連絡先：大塚生美 [raiha@theia.ocn.ne.jp](mailto:raiha@theia.ocn.ne.jp)）

## 鳥取県日南町における森林管理の歴史的経緯と要因分析 －森林所有形態、特に共有林に着目して－

○森坂 英加・伊藤 勝久（島根大学 生物資源科学研究科）

### はじめに

近年、森林管理を行う上で、森林所有者の管理意欲の低下、境界の不明瞭化や不在村所有者の存在等の様々な障害が生じている。調査地である鳥取県日南町でも同様の問題を抱えている。加えて、日南町では歴史的経緯により共有林が多く存在し、問題をより複雑にしている。

本報告では、森林所有者の意識と行動に影響を与えている要因を分析し、個人有林管理で一般的に考えられる問題を考慮した上で、共有林管理に対する今後の対策を検討していきたい。

### 調査方法

本研究では、先行研究を基に森林管理に影響を与えると考えられる以下の指標を取り上げた。すなわち、(1)土地条件、(2)人工林・天然林別、(3)個人有の所有規模、(4)在村・不在村の有無、(5)材価の低迷とし、共有林に関しては(6)共有林の持ち分、(7)機関造林を加えた。調査方法は、まず、町史および歴史精通者からのヒアリング調査により、各所有形態が形成された経緯の概要とその特徴を整理した。次に、個別の森林所有者に対して、個人有林および共有林の由来、森林管理状況や管理意識、今後の方針等のヒアリング調査を行った。それらをもとに、オストロームによる長期持続型共有地の存在条件を援用し、日南町共有林の適切な管理対策について検討した。

### 結果と考察

日南町共有林では、形成過程において3つのタイプが存在し、それが現在の合意形成に影響を与えていた。また、土地条件(林業適地)、所有規模、人工林・天然林別、在村・不在村の有無、材価の低迷のそれぞれの管理要因には、操作可能性に応じた段階性があることが明らかとなった。さらに共有林では、これらの要因に加え、3つのタイプによる持ち分の構成と機関造林が重要な管理要因となっていた。

オストロームによる長期持続型共有地の存在条件を、日南町の共有林の状況と照合した結果、平等な持ち分の共有林では、権利者のみが管理を行っている場合、条件は満たされていなかった。しかし、大山主が存在する共有林や機関造林を行っている共有林の場合は、条件がほぼ満たされており、持続的な管理が期待できる。

以上から、森林管理に対してその要因の段階性を考慮するとともに、共有林に対しては持ち分の状態や機関造林の有無を視野に入れて対策を検討する必要がある。特に、公共機関の関与によって法的枠組を整備することにより、長期的な管理・維持が期待できると考えられる。

### 引用文献

- (1) 浅子和美・國則守生「コモンズの経済理論」宇沢弘文・茂木愛一郎編著『社会的共通資本』東京大学出版会、1994年、85頁

(連絡先:森坂 英加 mojoyoko1@gmail.com)

## 森林経営計画・補助金に関する情報の林家への伝達状況 —栃木県を事例に—

○芳賀 大地・永田 信・古井戸 宏通・竹本 太郎（東大院農）

### 背景と目的、方法

林業の補助金に対し、これまで様々な検討、批判が行われてきたが、使われ方、効果に関する研究が主流であり、経営要素である補助金の情報がどの様に林家に伝えられているか、といった視点からの研究は少ない。そこで本報告では林家に直接対応する機会が多いと思われる林業普及指導員、及び森林組合による林家への普及指導、周知広報の現状を明らかにする。

対象地域は大規模国産材製材業が立地し、林業の動向が注目される栃木県とした。調査対象としたのは、伝統林業地である県西、製材需要を背景に生産が盛んな県北、民有林の広葉樹資源が卓越し、県内他地域とは林業に対する意識が異なると思われる県東の各環境森林事務所と、これらの環境森林事務所の管内に属する森林組合である。調査は、2013年7月に森林組合1箇所、2014年9月にかけて森林組合4箇所、環境森林事務所3箇所に対して聞き取り調査と資料収集を行った。

### 結果と考察

環境森林事務所における普及指導事業の人員体制は、管理職も含めて各事務所につき4～7人であった。特用林産も含めて職務分担をしており、一人当たりの担当範囲は広大である。普及指導の対象は、年度や事務所により大きく異なるが、延べ人数から評価すれば、森林組合の説明会などを通じた集団指導が主である。指導内容は林業経営に関する指導に加えて、用材生産が盛んな地域である県西事務所と県北事務所では、林産関係の指導も比重が高く、ホダ木生産の盛んな地域である県東事務所では特用林産に関する指導の比重が高い。個別指導については自ら森林経営計画を作成している所有者や、林業振興会の役員など、林業に関心の高い層が中心になっている。

どの森林組合においても広報誌を年1～2回発行しており、その内容は総代会の報告や、発行前月の市況、品評会の結果報告などである。組合員に対して説明会(座談会を含む)を毎年開催している組合は5組合中2組合だけであった。ただし、定期的な開催をしていない組合でも、3年毎に行われる役員や参与員の改選の説明会等を利用して補助金や諸制度の説明を行っていた。森林経営計画に関しては、毎年の説明会を行っていない2組合では森林経営計画制度の開始時には説明会を開催しており、1組合では開始の前年に行われた役員改選の説明会を利用して説明を行っていた。現時点における、森林経営計画の作成と実際の施業は、受託の容易な施業地や組合員からの委託があった施業地を中心として、森林組合から周囲の所有者に声をかけて実施している状況である。

個別の林家への働きかけは限定的であるため、森林への関心の低い所有者に対しての情報伝達に関しては、偶然に左右されることが示唆された。また、森林経営計画制度の導入を契機として森林組合の所有者への働きかけは拡大していることが明らかになった。

今後は、林家が持つ情報の実態と、情報と林家の行動との関係を明らかにすることが課題である。

(連絡先：芳賀 大地 big\_ground@fr.a.u-tokyo.ac.jp)

# 高密路網化、高性能林業機械の導入を前提とした集約的施業の採算性について —福井県における事例に基づいた森林団地施業モデル分析—

金森 啓介（福井県立大・経済）

## 1. はじめに

近年、森林施業の低コスト化の有力な方法として、高密路網化、高性能林業機械の導入を前提とした集約的施業が全国各地で積極的に取り組まれている。一方、集約的施業の効率性・採算性に関する研究はまだ少なく、特に、森林団地形成から集約的施業完了までの全事業工程を分析対象とした研究は藤野(2009)に限られる。また、従来の個別施業と比較して、どれほど集約的施業が効率的であるか、どれほど採算性を変化させるかについても不明確な部分が多く、より詳細な分析が必要と言える。本研究では、福井県における施業事例に基づき、全事業工程を考慮した森林団地施業モデルおよび従来の個別施業モデルを作成し、各施業の効率性・採算性比較を行うことで、集約的施業実施の経済的有効性と課題について明らかにする。

## 2. 分析方法とデータ

本分析では、施業モデルの対象として、福井県内で最大の素材生産性を有し、高性能林業機械での施業実績が20年以上ある2つの森林組合を採用した。集約的施業および個別施業は、傾斜に応じて車両系システムと架線系システムに分け、計4タイプの施業システムを分析することとした。施業林分は、両森林組合が担当する林業地域においてもっとも施業頻度が高いと推定される45年生スギ林分とし、施業方法は定性間伐とした。林業労働、林業機械、生産性、路網作設、森林団地形成、施業林分、木材価格、林業補助(対象：利用間伐、路網開設、林業機械購入)に関する条件および値は、組合からの聞き取り調査、提供資料の他、県市町資料等をもとに定めた。両組合へのこれらの主な聞き取り調査は平成24年8月時に実施した。

## 3. 分析結果

分析の結果、集約的施業を選択することによって、従来の個別施業と比較して、明らかに費用が低下することが分かった。したがって、集約的施業の実施は、社会的に見て効率的だと言える。ただし、どの施業タイプであっても、利用間伐補助が見込めなければ採算性を確保することは極めて困難な結果となった。また、路網補助、機械補助はともに集約的施業の採算性を有利にするものの、それらが収支に決定的な影響を及ぼすわけではなかった。したがって、集約的施業は、林業補助、特に利用間伐補助なしでは採算性が見込める事業ではないと言える。

## 引用文献

- (1) 藤野正也「高性能林業機械と高密路網による団地間伐の経営シミュレーション 日吉町森林組合を事例として」『林業経済研究』Vol. 55(1)、2009年、45-55項

(連絡先：金森 啓介 goldforest.adati@gmail.com)

## 森林総合監理士（日本型フォレスター）をめぐる検討の経緯と展望

○田村典江（(株)自然産業研）・大石卓史（近大農）・枚田邦宏（鹿大農）

### 背景と課題

平成 21 年から 22 年にかけて検討されてきた「森林・林業再生プラン」では、森林・林業再生に向けた改革を導くための重点的な施策対象として、路網整備の推進、森林施業の集約化とともに人材育成の強化をあげた。なかでも地域森林管理を牽引する者として公共的立場から森林のビジョンを描く技術者を“日本型フォレスター”とよび、新たに養成を図る技術者として規定した。その後、「森林・林業再生プラン」での検討を踏まえて、森林法の改正や新たな森林・林業基本計画の決定といった林業政策の制度的調整が進む中で、“日本型フォレスター”は林業普及指導員資格試験と連動する森林総合監理士という資格に位置づけられた。平成 25 年度から資格試験が、そして平成 26 年度より活動基盤となる森林総合監理士名簿への登録が開始されている。

以上のように制度の整備は進んできたが、なぜ現状のような制度枠組みとなったかについて、その全容についてはこれまで明確に示されてこなかった。そこで、森林・林業再生プラン人材育成検討委員会の議事録を整理分析するとともに、検討委員や林野庁職員といった制度化に携わった者のインタビューを行い、森林総合監理士の資格制度の成立の経緯を明らかにする。同時に、現状の課題を把握し、今後の展望について検討するものとする。

### 結果と考察

議事録を精査すると、日本型フォレスターについて、人材育成検討委員会では業務独占または名称独占等の強い裏付けを持つ資格としての制度化が望まれていたことがわかる。しかし、規制緩和や「官から民へ」の社会的情勢となじまないことから、結果として林野庁の所掌範囲での法的裏付けを付与する状態にとどまったといえる。

また人的な実態については、都道府県林業普及指導職員が検討の当初より主たる候補とされていた一方で、活動を市町村森林整備計画に関連づけたことから、市町村が専門職員として配置する形が望ましいという意見が出た。また、林業普及指導職員が森林施業の実務に必ずしも精通するわけではないとして批判する立場や、森林施業管理に長け現場経験を有する国有林職員を候補に推す意見もあり、最終的には多様な者を候補とし、研修と現場経験により必要な技術等を付与する形でとりまとめが諮られた。

日本型フォレスターをめぐる検討の経緯を整理すると、理想的な姿を描く段階から実現可能な制度を模索する段階、制度化を優先し不足部分は研修等で補完しようとする段階、そして本格実践を行う段階へと変遷してきたといえる。現行の社会的枠組みの中で、国として新たな制度化を図る姿勢としては一貫している。しかしながら、国の姿勢に都道府県や市町村が呼応するかどうかについて、制度的な担保があるわけではない。日本型フォレスター制度の成功のためには、都道府県、市町村、民間事業者等の関係主体への啓発や連携を促す仕組みが重要である。と同時に、地域森林管理における公的セクターのあるべき関与について広く議論と実践が行われることが期待される。

（連絡先：田村典江 tamura@ri-nc.co.jp）

## 日本型フォレスターの役割と現状 —他の人材との関係から—

○枚田邦宏（鹿大農）・小原文悟（元鹿大農）・田村典江（自然産業研）・奥山洋一郎（愛大農）・大石卓史（近大農）

### 1. はじめに

日本型フォレスター(F)は、森林・林業再生プランで必要性が指摘され、新たに規定された人材である。検討当初は、ドイツのフォレスターを念頭に特定地区の森林管理を行う森林プランナーの役割が想定されていた。しかし、検討の中で様々な点から広域の森林管理の構想作りを支援し、実行監理をする者として規定された。

本報告では、准F研修（2011-13年度）、F資格認定（2013年度～）等で説明されてきたFの姿と実際に九州地域で各県の活動を踏まえた上で、森林施業プランナー（P）、現場作業技術者、森林所有者（経営者）との関係からFの役割を整理することを目的とする。なお、本研究の基礎情報は、文部科学省「成長分野等における中核的専門人材養成の戦略的推進事業」【林業分野（コンソーシアム）】「地方経済成長の一翼を担う林業再生のための人材育成体系の教育評価・普及」の中での情報収集、検討された結果と九州地域でのF活動に関する聞き取り調査に基づいている。

### 2. 日本型フォレスターの現状と様々な林業人材との関係

九州の各県のFの活動は、市町村森林整備計画への指導、助言を中心に実施されており、共通した活動は、森林計画制度(市町村森林整備計画、森林経営計画)への支援が一般的である。広く地域の林業、木材生産の活性化や関与を役割としているは一部にとどまっている。

一方、様々な人材が地域の木材生産において役割分担している。地域の林業生産に関わる人材には、FとP以外に森林作業道作設オペレーターを含む現場技術者・技能者の管理者である現場管理責任者、統括現場管理責任者の育成が推進されている。一般的に言われている各人材の役割を整理すると、森林総合監理士（F）：市町村森林整備計画の策定や森林経営計画の認定および実行監理等を担う市町村行政を技術面から支援する人材。森林施業プランナー：施業の集約化を推進し、森林経営計画を立てる人材。現場技術者・技能者には、作業員を指導し、現場の作業工程管理ができる現場管理責任者と複数の作業組織を統括できる統括現場管理責任者である。

Fの多くは、都道府県の技術系公務員であることから、都道府県有林管理を除き林業生産の主体にはなれない。このことから森林計画制度の運用者として指導できるだけであるという考え方があり、上述のようにFの役割は、地域の林業、森林管理の構想作りとその実行にあり、多くの地域において生産活動の牽引者として存在することが求められる。Fは、生産実行者になることはできないが、地域の状況により各主体間のコーディネーターや新規技術の情報提供・導入技術の評価等を通じた指導者として役割を果たしている事例を見ることができる。

地域の林業生産においてFの現時点での役割は公的な指導者であり、そのままでは、あえて新たに人材区分をした価値は発揮されてない。日本において公と民の人材の役割を明確に区分して活動する中、Fは民間活動である生産活動に関与する立場であることを明確にすべきである。

連絡先 E-mail [khirata@agri.kagoshima-u.ac.jp](mailto:khirata@agri.kagoshima-u.ac.jp) (枚田邦宏)

## 合併市における独自の森林政策の策定プロセス ：組織学習の観点からの分析

○相川 高信・柿澤宏昭（北海道大学大学院）・小川拓哉（三菱 UFJ）

### 背景と目的

2011年の森林法の改正により、市町村森林整備計画は「マスタープラン化」されることになったが、マスタープランの要件は明らかになっていない。例えば、都市計画の分野では、「マスタープランの意義は、議論を巻き起こし、検討を進め、意見の違いを調整していく礎を生み出す、その策定プロセスにある」と言われている（Holladner, 1988）。日本では、2000年代にすでに、合併市を中心に、森林法に基づく市町村森林整備計画とは別に独自の計画を策定してきた自治体があるので、本報告では、これらの計画及びその策定プロセスを分析し、意義あるマスタープランの策定を可能にするための示唆を得ることを目指す。

### 分析枠組み・調査対象

組織学習理論を援用すれば、計画策定のプロセスは、自治体という組織の新たな知識創造と捉えることができる。組織学習研究に大きな影響を与えた野中・竹内（1996）の理論では、この知識創造プロセスをコーディネートする「ナレッジ・エンジニア」の存在の重要性を指摘している。そこで、本研究では、自治体計画の内容及び策定プロセスについて整理した上で、「ナレッジ・エンジニア」の主体とその役割の重要性を明らかにする。

調査は、以下の中部地方の5つの合併市を対象とした（高山市、郡上市＝岐阜県、豊田市、新城市＝愛知県、浜松市＝静岡県）。

### 結果と考察

調査した自治体計画は名称や構成は異なっていたものの、全ての計画に目標数値や目標年次、具体的施策が含まれ、計画の運用を通じて組織学習を進めていくことを可能にしていた。

策定プロセスについては、調査対象とした自治体全てが、独自の検討委員会を設けていた。委員会メンバーは林業・木材産業関係者だけではなく、一般市民を含む多様な関係者が参加していた。委員会に加えて、委員の自主ワーキンググループ会合（豊田市）、市民ワークショップ（浜松市）など、議論を深め、知識創造を誘発する工夫が行われていた自治体があった。

ナレッジ・エンジニアの役割を果たしていたのは、市町村へ出向した県職員（高山市、郡上市、浜松市）と、市職員（豊田市）の場合があった。いずれの職員も、総合計画や県レベルの森林計画など、行政計画策定の経験が活かして、委員会メンバーの選定や委員会及び付随する議論の場の設定等、策定プロセスの設計に主導的役割を果たしていた。

他方、新城市の場合は、ナレッジ・エンジニアの役割を果たす人材を欠き、過不足ない計画は策定されたものの、その策定プロセスにおいて地域の課題の絞り込みやその解決策についての関係者の合意形成が不十分であり、その後の計画の運用に苦慮していた。

以上の分析から、マスタープラン化を図る際には、計画の内容だけではなく、策定プロセスとそれを適切にコーディネートするナレッジ・エンジニアの重要性が確認された。

（連絡先：相川高信 aichu124@gmail.com）

## 第一次大戦後における仏国市町村有林における森林監守人の国家公務員化 — Jura 県・シヨ一の森 (Forêt de Chaux) を事例に —

○古井戸 宏通 (東大)・坂本 達彦 (國學院栃木短大)

### 課題と方法

フランスの旧共同体有林は、森林法典(1827)により私有分割や中間団体による所有を禁じられ、実態的にその多くが市町村有林 (forêts communales, 以下 fc) となったと言われ、かつ fc の管理は同法典により国への委託を義務づけられた(「森林国家管理体制」)。G.ビュトゥーが全国的動向を分析したところによれば、当初国は、市町村が雇用していた市町村森林監守人(以下 gfc)をそのまま下級吏員として扱ったが、19 世紀後半には俸給の一部負担、制服・手当等の支給、徽章の授与などを通じ待遇を徐々に改善する一方で、中等林業教育機関を設立(1873)して下級吏員を養成し全国に派遣する体制を整えた。第一次大戦後の 1919 年に至って gfc の国家公務員化 domanialisation が完了する。この過程は「林野行政の枠組みの総体を補完し、(fc を) 直接に監視することで森林警察の効率改善を狙おうという(国の) 行政戦略を示す好例」と評価される(Buttoud(1986)<sup>(1)</sup>)。他方、gfc の地域実証研究としては、17 世紀末までハプスブルク家支配の影響によりフランス絶対王政の浸透が遅れ、薪炭材を中心とした広葉樹林の共同体利用が盛行し、今なお 2 万 ha 余の規模を有するシヨ一の森(以下 FdC)を対象とした研究(Vion-Delphin(1984))が注目されるものの、分析は 17~18 世紀に限定されている。Vion-Delphin(1984)が史料の大半を依拠した Doubs 県文書館とは異なり、Jura 県文書館には 19 世紀以降の史料が存在し、現在目録整理が進んでいる。報告者は 2012 年に後者の史料調査を行い一定の成果を得た(坂本・古井戸(2013)<sup>(2)</sup>)。以下、Jura 県文書館史料および 2007 年に行った予備調査により、ビュトゥーの定式化が、利用権の錯綜する FdC においてどの程度成立していたかを検証する。

### 結果および今後の課題

ゲルマン法的な緩やかな支配下にあった FdC の全領域(2 万 ha 余)が、1694 年に仏国林野王令(1669)の適用下におかれて以降、<sup>パオ</sup>団栗<sup>ラ</sup>牧豚<sup>ジ</sup>権・放牧<sup>マ</sup>権・薪炭材<sup>カ</sup>利用<sup>ク</sup>権を巡る紛争を経て、ビュトゥーの定式化とは異なり、革命後に全て国有化される。但し、薪炭利用を排除する高林施業林区は総林区数の 2 割弱にとどまり、かつ 1830~60 年にかけて周辺市町村の出訴により 8 千 ha 弱が下戻され市町村有林となった。gfc はこの段階で配置される。J.-C.Charnoz が、FdC において国の吏員として登録され 1940 年までに退役した監守人 150 名弱をリストアップしている中から、国家公務員化(1919)時点で現職にあった gfc 数名の人事記録を調べ、待遇改善についてはビュトゥーの所論を裏付ける結果を得た。加えて、やや後年の 1920 年代における市町村有林「盗伐」の不起訴事例により、gfc 国家公務員化以降の仏国森林法典の運用実態の一端が明らかとなった。今後は、20 世紀初頭における gfc の活動をより詳細に調査し、待遇改善により「盗伐」取締などの職務実績の変化がみられるかどうかについても、ビュトゥーの所論を検証したい。

### 引用文献

- (1)Buttoud,G.(1986) La domanialisation des gardes forestiers communaux, *r.f.f.* 38(2), pp.172-178
- (2)坂本達彦・古井戸宏通「ジュラ県文書館史料調査の記録」『栃木史学』No.27, 2013 年, pp.i-ii, 60-66



## ハンガリーにおける造林投資会社によるエネルギー植林

○堀靖人（林野庁）・大塚生美（森林総合研究所）・餅田治之（林業経済研究所）

### はじめに

1980年以降、年金基金などを扱う投資ファンドが、大手林産会社の所有していた森林を取得し森林経営にのりだす新たな動きが見られるようになった<sup>(1)</sup>。こうした動きは、いわゆる新大陸のアメリカ、オセアニアで顕著である。しかし、近年、旧大陸であるヨーロッパにも広がる動きがあり、その現状についてわが国では十分な情報がない。

本報告では、ハンガリーを事例にとりあげ、造林投資会社によるハンガリーにおけるエネルギー植林の背景、その特徴、意義について考察する。

### 調査方法

ハンガリーでポプラのエネルギー植林を実施している造林投資会社B社の担当者に対して質問票を送り、回答を得た。同時に、実際にポプラのエネルギー植林を請け負っているP社の経営者、植林地の管理・運営を統括している現地の林業技術者に面談し、聞き取り調査を行った。さらに、ハンガリー林業行政局の担当者からハンガリーのポプラ植林の実態について聞き取り調査を行った。

以上をもとに、ハンガリーにおけるポプラのエネルギー植林の背景、実態とその意義を考察する。

### 結果と考察

造林投資会社B社によるハンガリーでのエネルギー植林実施においては、B社がアメリカ、オランダ、ドイツの年金基金から集めた投資資金の管理を行い、ドイツの苗木会社P社が植林地の造成、管理、収穫、販売を請け負っている。

B社がハンガリーでポプラのエネルギー植林に取り組んだ背景として次の点があげられる。ハンガリー政府はロシアからのエネルギー依存を弱めるために木質バイオマスの利用を進めていること、ハンガリーの土壌条件（とくに地下水位）はポプラの生育に適していること、P社がハンガリーの気象条件に合ったポプラクローンを開発したこと、隣国オーストリアにおいても木質バイオマス利用が拡大し、販路として期待できること、である。

ポプラ植林は農民から借地した農地（15年間の借地契約）に植林し、3年周期で収穫を繰り返す短伐期林業である。収穫後は萌芽によって更新する。このようなポプラのエネルギー短伐期林業は新たな試みであり、その成否は今後の政治的経済的環境の変化に左右される。地域にとっては雇用創出、農地の借地料収入、納税という経済的効果が期待できる。

### 引用文献

- (1) 大塚生美・立花敏・餅田治之「アメリカ合衆国における林地投資の新たな動向と育林経営」『林業経済研究』54(2)、2008年、41～50

(連絡先：堀 靖人 horijas@affrc.go.jp)

## カンボジアにおける主要な州の森林面積と森林炭素蓄積の見通し Forecasting forest areas and forest carbon stocks in Provinces Preah Vihear and Ratanak Kiri in Cambodia

○Tetsuya Michinaka (FFPRI) ・ Mitsuo Matsumoto (FFPRI) ・ Motoe Miyamoto (FFPRI) ・  
Yasuhiro Yokota (FFPRI) ・ Heng Sokh (FA, Cambodia) ・ Sethaphal Lao (FA, Cambodia) ・  
Naoko Tsukada (FFPRI) ・ Toshiya Matsuura (FFPRI), Vuthy Ma (FA, Cambodia)

### 1. Introduction

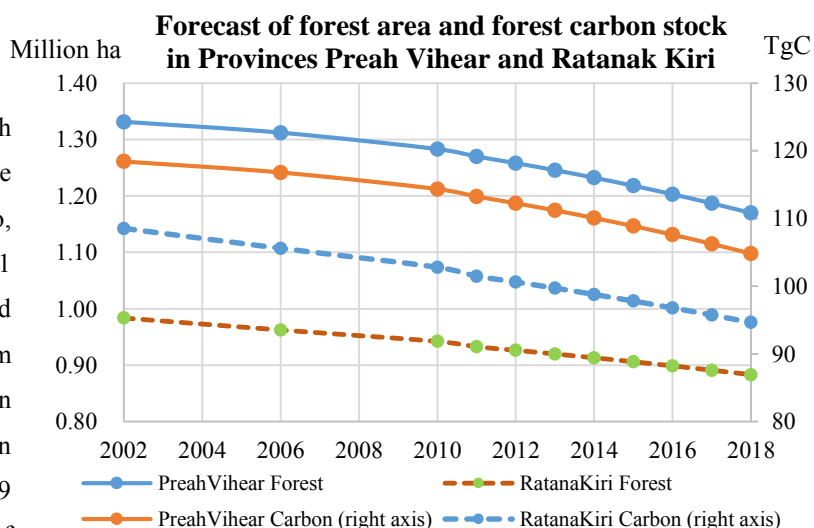
Setting up Reference Levels (RLs) of carbon stocks in forests is critical to implementing REDD+; however, how to set up RLs is still a topic for many researches and discussions. This research forecasted forest areas and forest carbon stocks in Provinces Preah Vihear and Ratanak Kiri in Cambodia and these forecasts might be used as a reference for sub-national level RLs.

### 2. Methodology and Data

Forest carbon stock (aboveground and belowground carbon pools) were obtained using data of forest areas and average forest carbon stocks per hectare (Samreth *et al.* 2012; IPCC 2006). District forest areas and forest carbon stocks in the province in 2002, 2006 and 2010 are used to forecast the annual provincial forest areas and forest carbon stocks from 2011 to 2018 under the driver of population to get the scenario of the business as usual (BAU). Panel data analysis, an econometric approach, is implemented.

### 3. Results

As shown in the figure, forest areas in Provinces Preah Vihear and Ratanak Kiri were forecasted to decrease to, respectively, 1.23 and 0.91 million ha in 2014, 1.17 and 0.88 million ha in 2018, from 1.28 and 0.94 million ha in 2010; while forest carbon stocks decrease to 110 and 99 TgC (1TgC = 10<sup>6</sup> ton of carbon) in 2014, 105 and 95 TgC in 2018, from 114 and 103 TgC in 2010. These results were obtained conditionally on the current population growth in the respective province. When population growth changes, these results should be renewed.



As shown in the figure, forest areas in Provinces Preah Vihear and Ratanak Kiri were forecasted to decrease to, respectively, 1.23 and 0.91 million ha in 2014, 1.17 and 0.88 million ha in 2018, from 1.28 and 0.94 million ha in 2010; while forest carbon stocks decrease to 110 and 99 TgC (1TgC = 10<sup>6</sup> ton of carbon) in 2014, 105 and 95 TgC in 2018, from 114 and 103 TgC in 2010. These results were obtained conditionally on the current population growth in the respective province. When population growth changes, these results should be renewed.

(Contact: Tetsuya Michinaka michinaka.t@affrc.go.jp)

## 持続可能な森林経営にとっての合法性証明木材の可能性 グローバル環境レジームの中での日本の林野庁ガイドライン意味

○藤原敬（一般社団法人 ウッドマイルズフォーラム）

### はじめに・研究の目的

企業の効率性を自社だけでなく原料調達部門との連携によって実現しようとするサプライチェーンマネジメントの発展形として、環境サプライチェーンマネジメントが提唱され、原料採取地点で発生する可能性のある環境問題など社会問題のリスクの程度を、需要者・消費者に伝達する役割が期待されている。違法伐採対策としての林野庁ガイドラインによる取り組みを、環境サプライチェーン管理の有効性の観点から評価し、その発展の可能性を探る。

### 調査の方法

紛争ダイヤモンド・紛争鉱物など、さまざまな商品分野において、社会問題を解決するためにサプライチェーンを管理する手法が導入され一定の成果を上げているが、それらの事例と比較して、森林の持続可能な管理・違法伐採の排除のための取り組みの課題を明らかにするため、林産物のサプライチェーンの構造を他の分野と比較する。

サプライチェーン管理が有効に働く条件を先行研究によって明らかにする。

上記をふまえて、違法伐採対策としての林野庁ガイドラインの可能性を、欧州・米国などの手法と比較して検討し、将来の持続可能な森林管理の国際的なフレームワークの中での意義を明らかにする。

### 結果と考察

天然資源を採取し加工して消費市場に提供する様々な商品の流れは、高品質な原材料の産出拠点と、高度な加工が可能な加工拠点を結ぶ太いサプライチェーンを持つものが多いが、これに対して、木材は原材料採取地と加工地が極めて分散しているのが特徴である。世界中の原木生産量と輸出量とその構造を、他の商品と比較した下表が、それを端的に示している。

対象商品 (原材料)	生産量国別 top10 比率	対生産量 輸出比率	備考
木材製品（工業用丸太）	69.5%	6.5%	FAO: Forest Products Year Book 2012
鉄鋼製品（鉄鉱石）	90.7%	65.2%	Steel Statistical Year Book 2013
ダイヤモンド(原石)	99.0%	337.0%	Rough Diamond Statistics 2013

営利目的追求組織である企業という組織が社会的環境的役割を自主的にはたしていく、社会的責任（CSR）の行為が効率的に働くには、企業規模が関係しており、木材業界のように中小企業がそのプロセスで力を発揮するには一定の制約がある可能性がある。細かな網の目のネットワークを管理するために、国境措置を利用する手法がとられるが、国境を超えないローカルな網の目を中小企業が管理するために、「業界団体の社会的責任に依拠する」という林野庁のガイドラインの提起は、将来の地球規模の森林管理のスキームの中でも重要な意味がある。

（連絡先： 藤原敬 [fujiwara@t.nifty.jp](mailto:fujiwara@t.nifty.jp)）

## 広葉樹材利用の変遷と今日の課題

○澤登 芳英（東農大）

### はじめに

日本の広葉樹材利用は、多様な樹種を幅広い用途に利用してきた歴史を持つ。戦前において、その利用は紡績用木管（ブナ、ミズキなど）、マッチ軸木（ヤマナラシ、ドロノキなど）などの産業利用や木製軍艦（ケヤキなど）、銃床（オニグルミ）など軍事利用、鉄道枕木（クリなど）、車両用材（ケヤキなど）と下駄（キリ）や農具（ナラ）などの農家の副業といった産業や生活の隅々まで広がっていた。

戦後になると、広葉樹用材の用途は量的な大部分をパルプ・チップ用材に集中することになるが、戦前の用途ほどではないがフローリングなどの建築用材、家具、食器などの家庭用品、バットなどの運動用具、太鼓・ピアノなど楽器材にみられるように依然として広く国民生活に根付いた利用が行われている。しかし、広葉樹材のほとんどを天然林資源に依存してきたことや「低質材」という名目で大量にパルプ・チップ材向けに利用するために伐採して、針葉樹への林種転換を図る「拡大造林政策」が進められた結果 1980 年代から広葉樹大径材の減少と小径化が顕在化し、国内広葉樹資源の枯渇化に直面することとなった。国内広葉樹資源の減少と枯渇化は、広葉樹材を利用する製材業や家具産業などに原材料調達の転換を迫ることになる。本報告では、広葉樹材の主要な産業利用である家具とフローリングを対象として広葉樹用材利用の実態と課題を分析した。

### 方法

家具用材利用では、主要家具産地である北海道旭川市、岐阜県高山市、広島県府中市、福岡県大川市における広葉樹用材利用の変遷と現状を調査した。フローリングへの利用について、ブナ単層フローリング全国生産量の 50%を占める秋田県のフローリング工場での生産の現状と課題を調査した。両者とも現地ヒアリング調査に基づいて取りまとめた。

### 結果

4つの家具産地は、近隣や地域の広葉樹資源を利用する地域資源立地型の地場産業として成長・発展を遂げてきた。1980年代以降、家具用材としての有用な地域の広葉樹資源の枯渇に対して、各産地では、それに代替する広葉樹用材を調達して家具産業を存続させてきていた。現在、消費側での生活スタイルの多様化からこれまでの箱物など「置き家具」の絶対的な需要の減少と輸入家具の参入と席卷という需要からの課題に直面して全国の家具産地は新商品の開発などの新たな対応を迫られている。

秋田県の主要なフローリング製造業（4社）は、国産広葉樹資源の減少に直面して、国産広葉樹資源の減少と希少性からの価格の上昇などのため、多くの広葉樹フローリングメーカーは、海外の原料産地、特に新興産地の東欧などからの原木、製品輸入を強めてきていた。また、国産材広葉樹のみ調達しているメーカーも、東北一円からの遠距離調達となっていた。

安定的な国産広葉樹資源の調達のためには、育てる広葉樹林業の一層の促進を図ることが大きな課題となっている。

（連絡先：澤登 芳英 [LDU03224@nifty.com](mailto:LDU03224@nifty.com)）

## 天然塗料“漆”生産における連携と課題-喜多方漆器を事例として-

○吉野聡・ 田村彩貴（東京農業大学）

### はじめに

伝統工芸品や社寺の修復などにも利用されている国産漆は、輸入漆と比較すると価格が高く生産量が圧倒的に少ない現状がある。徳島県の調査<sup>(1)</sup>では、漆の生産者である漆掻き職人の収益が約120万/haであると報告しており、個人が生産主体者となるには持続性において限界があると考えられる。荒井<sup>(2)</sup>は国産漆の生産・流通構造の史的変遷と現状を調査し、漆掻き職人を主体に漆を生産する在来型漆生産地の中には行政と連携して組織的な漆生産をする産地があると指摘している。しかし、その組織的な生産については詳細は明らかにされていない。そこで、本研究では国産漆における組織的な生産拡大のため、漆生産における連携の現状の課題について聞き取り調査から明らかにした。

### 調査地概要

福島県は荒井の指摘する組織的な生産地の一つである。福島県には伝統工芸品である会津漆器が存在しており、1948年からウルシの木の増殖事業に取り組むなど古くから組織的生産に取り組んできた。また、会津漆器のうち喜多方漆器は農家の冠婚交際用の漆器生産に特化しており、需要者との距離も近い。

喜多方市のウルシ林は、2014年現在4団地、計8ヶ所のウルシ生産林(13.66ha)が存在している。漆掻き職人は5名で、毎年10kg前後の漆を生産している。喜多方市の国産漆は他県も欲しがると質が良いことで有名である。

### 結果と考察

喜多方市におけるウルシ林地は私有林地もしくは共有林地だった。そこを喜多方市が借り上げて、ウルシ林として管理・運営していた。生産された生漆は、喜多方市漆器協同組合による全量買い取りがなされており、精製後喜多方市内の塗り師に販売されていた。その後、漆の一部は学校給食の器の生産・修復に利用されていた。漆の生産は、「喜多方市漆栽培振興連絡協議会」において今後の方向性が定められていた。参加者は喜多方市役所、福島県、森林組合、森林所有者、喜多方市漆器協同組合だった。漆生産は行政主体のもと行われており、収益性の問題や行政の公平性ゆえの連携の難しさなどが課題にあり、国産漆の生産増大のためには生産構造全体を俯瞰した生産の調整が必要であると考えられる。

### 参考文献

(1) 徳島県『うるしの木＝栽培のすすめ＝』徳島県、23pp、[www.pref.tokushima.jp/\\_files/.../urusinokisaibainosusume.pdf](http://www.pref.tokushima.jp/_files/.../urusinokisaibainosusume.pdf)、2014年10月閲覧

(2) 荒井紀子・山本美穂「天然塗料“漆”をめぐる生産・流通構造と新たな主体の形成 - 国内のウルシ植栽活動の実態調査より -」『第123回日本森林学会大会講演集』、2012年

(連絡先：吉野聡 sy202075@nodai.ac.jp)

## 持続可能な森林経営にむけたキハダの事業化の現状と課題及びその対応

○植村哲士（野村総合研究所）

### はじめに

日本の森林のほとんどはスギ・ヒノキなどの針葉樹で占められている。これらの針葉樹は主に住宅用建材、パルプ等に用いられてきたが、人口減少が進む中で、今後の利用増を期待するのは難しい。従来のような針葉樹の一斉林を中心とした既存の林業は、将来的に行き詰まりを迎える可能性が否定できない。その代替案として、針葉樹の一斉林林業以外の森林活用、森林資源の産業化について検討を深めておく必要がある。本研究では、秩父で取り組まれつつある黄柏という生薬原料であるキハダについて例に取り上げ、特用林産物を生産する材としての広葉樹を活用した林業のあり方、および、地域産業化の可能性について検討を行う。

### 方法

キハダ（オウバク）に関する生産から消費までの一連のサプライチェーンを対象に、課題把握のための文献調査とインタビューを行った

### 結果と分析

現在、乾燥内皮を生薬問屋に出荷しているのは、主に、天然資源を伐採したり、従前からキハダ林が存在している地域で伐採後の補植などにより資源量が維持されてきた地域である。乾燥内皮（オウバク）の最終ユーザーである製薬会社の原料使用量は、今回調査した範囲で、130 トン/年である。日本全国のオウバクの消費量が 2010 年で約 220 トンであり、オウバク消費の過半数が、オウバクを主成分とした伝統薬メーカーによって消費されていることが分かった。オウバクの調達方法は多様であり、乾燥内皮のままであるところもあれば（大峰）、チップ（長野県、日野）、エキス（長野県、藤井）のところもある。現時点で、国内で消費されているオウバクと、そのオウバクを製造するためのキハダの必要量を考えると、中国産を含めた総消費量を国産で賄うには 655ha から 1048ha のキハダの一斉林が必要であることが分かった。国産消費量の減少を補完するだけでも 3ha から 4ha のキハダの一斉林が必要であり、まずは、国産消費量の減少を補完することを目指して、事業化検討を行えばよいことが分かった。今後の検討課題として、「低コストの施業方法の確立」、「生薬以外への用途拡大」、「キハダ以外の樹種への展開」が考えられる。

### 参考文献

- 公益財団法人日本特産農産物協会(2011) 特定農産物に関する生産情報調査結果(平成 23 年度)  
 日本漢方生薬製剤協会生薬委員会(2014) 原料生薬使用量等調査報告書—平成 21 年度・平成 22 年度の使用量—, 日本漢方生薬製剤協会  
 片倉正行 (1993) 若齢キハダ人工林の成長について, 長野県林業総合センター研究報告, Vol.7, pp.11-19  
 黄榮鳳・橋詰隼人 (1993) キハダの人工造林に関する研究(II)–生育状況と土壌との関係について, 日本林学会関西支部論文集, Vol. 2, pp.171-174  
 橋詰隼人 (1994) キハダの人工造林に関する研究(III)–植栽方式による成長の違い–, 日本林学会関西支部論文集, Vol. 3, pp. 127-131  
 西垣眞太郎 (1988) キハダの立木内皮収穫表と立木幹材積表, 鳥取県林業試験場研究報告, Vol.31, pp.15-27  
 (連絡先: 植村哲士 [t-uemura@nri.co.jp](mailto:t-uemura@nri.co.jp) / [tetsujiuemura@yahoo.co.jp](mailto:tetsujiuemura@yahoo.co.jp))



## 地域資源を活用した山村振興の展開過程と今後の展望 —北海道黒松内町を事例として—

○柴崎 祐一郎（北大）

### はじめに

地域資源を活用した山村振興についての研究はこれまで、地域の内発性や協働関係に着目しながら、直近の取り組みを対象とすることが多かった。しかし、山村振興の持続性を考えた場合、長い期間での山村振興の過程を研究することが重要である。そこで本研究では、北海道黒松内町（以下、本町）が25年間行っている地域振興を事例としながら、その展開過程と現在新たに直面している課題を明らかにすることによって、地域資源の活用による持続可能な地域振興のあり方を示唆することを目的とする。本町は北海道南西部にあり、人口は3,103人となっている。

### 調査方法

本町の地域振興に関わってきた約40人への聞き取り調査と収集した資料を基に分析を行った。

### 結果と考察

本町の地域振興においては1988年に策定された『ブナ北限の里づくり構想』（以下、ブナ里構想）が大きな役割を果たした。多様な町民15人による参加型討議の中で、北限のブナ林を本町の自然の象徴としながら、第1次産業の付加価値化と、自然資源を活かした交流人口の増加を図っていくという方針が定められた。この後方針を具体化するため、畜産物・乳製品加工センターや、交流施設などのハードが整備されたほか、エコツアーなどのソフトも整備されていった。

以上のような結果、当初は4万人に満たなかった交流人口が近年は15万人ほどで推移するようになり、交流施設に関わる雇用も発生するようになった。また、本町の認知度が高まるにつれ、町民のなかにも郷土に対する誇りが形成されていった。さらに、近年ではフットパスや生物多様性保全に関する取り組みが行われるなど、ブナ里構想が目指す自然と共生した持続可能なまちづくりは広がりを見せ始めていた。

しかし、本町では現在新たな課題が現出してきている。まず、加工センターと町内酪農家との結びつきが弱く、2000年には141戸あった農家戸数が現在では40戸にまで減少しており、農業活性化の効果があがらなかった。また、ブナ里構想策定に関わった世代が地域振興の中心的役割を果たしたため次世代への橋渡しがうまく進まず、キーマンとなる若い人材が不足してきた。移住者や役場職員のなかには、生物多様性や本町の歴史的・文化的背景、樹木としてのブナなどに新たな可能性を見出す人びとが現れ、町内の多様な地域資源を活かした取り組みも進みつつあるが、相互連携が形成されていないため、地域全体の活力に繋がっていない問題がある。今後本町においては、各農家・酪農家の生産活動や生活の向上に直結するような取り組みや、今ある地域資源の把握や整理を通して地域資源の活用の有機的連鎖性を獲得する共に、これまでの本町の地域振興の展開過程を継承していくような人材育成を行っていくことが重要であると考えられる。

（連絡先：柴崎 祐一郎 [y-48saki@for.agr.hokudai.ac.jp](mailto:y-48saki@for.agr.hokudai.ac.jp)）

## 北関東・たかはら林業地の展開過程

○山本 美穂・梶山 雄太（宇大）

### 背景・目的

巨大住宅市場・首都圏外縁に位置する北関東地方は、特に1990年代後半以降、目覚しく成長してきた戦後スギ林業地である。特に栃木県のたかはら森林組合管内は、私有林における施業共同化（川上整備）と新興の大型製材工場による産地形成（川下整備）がスムーズに結びついた顕著な例として挙げられる。当地は間伐中心の施業を行ってきたが、資源的成熟と大型製材工場の規模拡大を背景に、小面積の皆伐へと施業の軸をシフトさせている。栃木県は2014年度からの県単事業「森林資源循環利用先導モデル事業費補助金」において、皆伐を通じた森林資源の循環利用促進、木材の安定的供給体制構築、持続的林業経営実現を進めることを明らかにした。

首都圏近郊の新興林業地が間伐から皆伐へと舵を切るという林業構造上の大きな転換と同時に、川下ではプレカット・住宅部門における工法・ニーズ、巨大製材工場数社の原木集荷体制が大きな変化を遂げている。1990年代後半以降、国産材市場のけん引役として急躍進した当地の林業構造、および間伐から皆伐への方針転換が持つ背景と課題について政策上の大きな論点を見出せる。本報告では、北関東・たかはら林業地がどのような展開過程を辿り、どのように性格づけられるかを明らかにすることで上記の課題に答える。

### 調査方法

方法は次の通りである。第一に、当地の林業地形成前史について他林業地との比較において概説する。第二に、林業地の性格づけを林業生産の基礎単位におけるフローとストック形成に見出し比較検討する。第三に、戦後の展開過程について、森林組合事業、林業集団、製材・加工事業体との連携について明らかにする。

### 結果と考察

当地においては、川上と川下とが両輪となったユニークな成功事例を見出せる。その理由として、第一に、林構事業による施業団地化（1977年および1988年）、森林地域活動支援交付金による長期施業受委託化（2002年）など、国県の補助事業を的確に事業運営に役立てた森林組合の川上整備が挙げられる。その背景に、地域社会における篤林家の活躍が戦後造林政策と同時代に行われたことと、森林所有者と森林組合との信頼関係が地道に積み上げられてきたことがある。第二に、地域に由来するユニークな製材工場と森林組合との連携が挙げられる。高原山麓における戦後の資源造成、篤林家による熱心な活動、資源成熟と市場ニーズの変化、と歩みを同じくして成長した製材工場の存在は無視できない。これらの連携のもと、あくまでも地域社会の基盤が整った上で、国の林政に沿うような様相で当林業地は展開したと位置づけられる。

（連絡先：山本 美穂 [mihoyama@cc.utsunomiya-u.ac.jp](mailto:mihoyama@cc.utsunomiya-u.ac.jp)）



## 過疎法事業再編下における山村自治体の過疎対策ソフト事業の活用実態

○甲斐 航平（九大院生資環）・笹田 敬太郎（九大院生資環）・  
佐藤 宣子（九大院農）

### はじめに

近年過疎化・高齢化問題に直面する農山村に対して、都市部とのインフラ等の格差是正のための従来型支援（ハード事業）だけでなく、それぞれの地域のニーズに応える形での幅広い分野に対する柔軟な支援（ソフト事業）の必要性が主張されている。2010年度の過疎法の改正においても、これまでハード事業に限定されていた過疎債の用途がソフト事業にまで拡大されるなど、地方自らが比較的柔軟に用途を決定できるソフト事業に関する支援措置が拡充された。一方で、地方政策の主体は中央政府から地方政府へ重心移動し、「新しい公共」と呼ばれる地域コミュニティやNPOが地域内支援の一翼を担うケースも現れ<sup>1)</sup>、地域づくりにおける地方自治体の役割が「統制・規制型行政から地域マネジメント型行政へ」シフトしているとされる<sup>2)</sup>。

本報告では、山村自治体がソフト事業によってどのような過疎対策・地域づくりを展開しているのかを明らかにすることを目的に、過疎債ソフト分や過疎地域等自立活性化推進交付金などの活用状況を自治体の財政・人口状況等を踏まえながら考察した。

### 調査方法

2010, 2013年度の全国過疎市町村の財政及び人口状況と過疎債ソフト分利用（総務省資料）から、ソフト事業の利用傾向を全国レベルで分析を行った。また、福岡県及び熊本県の過疎市町村の内、過疎債ソフト分活用率が高い自治体と低い自治体を計7か所選定し、過疎対策及び地域振興に関するソフト事業の実態について聞き取り調査を行った。

### 結果・考察

過疎市町村全体では過疎債ソフト分を活用した団体は63%(2000年度)から87%(2013年度)に増加しており、ソフト事業への取り組みが浸透しつつあることがうかがえた。また全国的には実質公債費比率と経常収支比率が高い自治体は過疎債ソフト分活用率が高い傾向にあった。しかし、調査においては今後も拡大を計画している自治体と、財政健全化のために過疎債発行を抑制する自治体に分かれた。総務省資料からは、財政力指数が比較的高い自治体は過疎債ソフト分を用いた事業に占める既存事業の割合が高い傾向にあることが示唆されており、対面調査によって財政的に余裕がある自治体は過疎債ソフト分を柔軟的に運用し自主財源代わりに用いている実態が明らかになった。

また、過疎債や国や県からの補助金を用いない場合でも、行政や他の機関による働きかけによって住民の内発性を喚起し、住民も主体となったまちづくりを国や自治体の補助にできるだけ頼らない継続的なものとして構築しようとする試みが複数の自治体で見られた。

### 引用文献

- (1) 小田切徳美(2011) 農山村再生の実践. JA 総研研究叢書, 179
  - (2) 小田切徳美(2013) 農山村再生に挑む——理論から実践まで. 岩波書店, 242-247
- (連絡先: 甲斐 航平 randolph310021@yahoo.co.jp)

## 地域おこし協力隊による山村資源管理へのアプローチ —高知県の事例より—

○垂水亜紀（森林総研四国）

### はじめに

地域おこし協力隊事業は、総務省の「地域おこし協力隊推進要綱」（平成 21 年 3 月 31 日付）通知により導入された事業であり、「地域おこし活動の支援や農林漁業の応援、住民の生活支援など『地域協力活動』に従事してもらい、あわせてその定住・定着を図りながら、地域の活性化に貢献」するためのものである。平成 25 年度現在、全国に隊員は 978 名となっており、実施自治体数も 300 を超えるなど、地域で一定のインパクトを与える存在となりつつある。

本研究では、これまでの地域おこし協力隊の取り組み報告や研究のレビューにより、地域おこし協力隊の現状を概観するとともに、地域おこし協力隊員への聞き取り調査を行い、主に山村資源管理において、彼ら・彼女らが果たす役割について明らかにし、今後の課題や可能性について検証を行った。

### 調査方法

地域おこし協力隊はテレビや書籍などのメディアで取り上げられているほか、各地の取り組みが報告されている。そこで、各種資料・文献から得られた情報より活動内容について整理を行った。また、実際に高知県で活動を行っている地域おこし協力隊員（元協力隊員含む）に対して聞き取り調査を行った。調査内容は、主に①就任までの経緯②活動目的・内容③資格や技能④今後の見通しについてである。

### 結果および考察

協力隊員は、「移住・定住促進」、「特産品の開発・販売促進」「観光・交流事業」といった外の視点を活かした事業に多く携わっている傾向がみられる。一方、「農林業」や「集落支援」では、未利用資源の積極的管理・活用などにより、地域住民に深く関わり、情報や技術を取得しながら、自らの定住も見据えて、事業を行っていることが明らかとなった。今後、補助事業の申請、実行や集落センターなどの拠点による活動と合わせて、地域の中でより重要な役割を担う可能性がある。

（連絡先：垂水亜紀 [tarumi@ffpri.affrc.go.jp](mailto:tarumi@ffpri.affrc.go.jp)）

## 「地域住民自治組織」と公民館の関係性の実態

○成瀬 むつみ・土屋 俊幸（東農工大院農）

### はじめに

近年、住民自治の進展を目指し、地方自治法上の「地域自治区」制度ではなく、自治体独自の近隣政府型住民自治組織の設置が各市町村で進んでいる（中川 2011）。このような組織を本発表では「地域住民自治組織」と呼び、「協働の地域づくりを行うために、近隣政府を目指して各地区単位に市町村行政が設置する、住民による自立した組織」と定義する。そうした動きの中、古くから地域に根ざし、地域づくりに貢献してきた公民館の新たなあり方が「地域住民自治組織」の導入市町村で模索されている。本研究では、公民館と「地域住民自治組織」の関係性の実態を明らかにし、公民館が「地域住民自治組織」にもたらしうる効果を考察することを目的とする。

### 調査方法

文献調査により確認された、243の「地域住民自治組織」導入市町村の中から、公民館、「地域住民自治組織」が共に先進的である長野県飯田市座光寺地区を調査地とし、2013年12月から2014年8月にかけて、市職員1名、地域住民（公民館関係者）6名、地域住民（「地域住民自治組織」関係者）5名の計12名に聞き取り調査を実施した。

### 結果と考察

長野県飯田市では、2007年に「地域住民自治組織」として「まちづくり委員会」が各地区に発足し、それに伴い公民館は従来どおり、社会教育機関として一般行政からの独立性を担保しつつ、「地域住民自治組織」の1委員会にも位置づけられるという、2面性をもつ形となっている。座光寺地区の「まちづくり委員会」は「座光寺地域自治会」（以下、地域自治会と略）という名称であり、公民館と地域自治会には3つの関係性があることが確認された。1つ目は、「地域づくりフォーラムを通しての関係性」である。公民館主催の地域づくりフォーラムを通し、地域の声が地域自治会に届くようになっていた。2つ目は、「公民館の育成機能による間接的な関係性」である。公民館活動を通して育成された人材が地域自治会に関与することで、地域自治会の活性化が確認された。3つ目は、「活動場所に着目した関係性」である。壮年団を出て公民館に入り、退職後に地域自治会で活躍するという流れがあり、公民館は活動場所を担保し、壮年団の際に培った地域とのつながり、地域活動に対するモチベーションの維持へ貢献していると考えられる。以上より、公民館は「地域住民自治組織」の活動の活性化や活動の質の向上に貢献しうることが明らかとなった。ここから、公民館が別組織として関与することで、「地域住民自治組織」の弱体化を防ぐことが可能となり、公民館の独立は重要であると考えられる。ただし、公民館も「地域住民自治組織」も地域ごとに多様であるため、地域に則して考えることが必要であろう。

### 引用文献

中川幾郎『コミュニティ再生のための地域自治のしくみと実践』学芸出版社、2011年、37頁

（連絡先：成瀬 むつみ 50013537010@st.tuat.ac.jp）

## 山梨県小菅村における自給的土地利用—いきさつ・実体・課題

○根津基和（東京農業大学森林総合科学科）・杉野卓也（東京農業大学森林総合科学科）・松野薫（無所属）・石坂真悟（NPO 法人多摩源流こすげ）・矢野加奈子（東京農業大学森林総合科学科）・宮林茂幸（東京農業大学森林総合科学科）

### はじめに

山村問題の一環として山梨県小菅村（以後：本村と呼ぶ）を対象に、本村の「自給的農業」のあらましについて述べるとともに、そこから見いだせる農法や生活過程にふれ、山村支援の必要について提示する。宝生寺全焼（1916年）ならびに村役場全焼（1940年）のため、資料が少ないが守重保作『小菅村郷土小誌』や、東京大学「山村経済実体調査書」などの資料を活用し、さらに本調査でおぎなった。

### いきさつ

自給的生産活動は耕作を確実にしているため、政策的に保護しなければならないが、それについての研究はとぼしく cinii で検索して 14 件しかない。そこに山村調査の意義がある。本村は、本畑、切替え畑（焼き畑用地）、山林の 3 種類に分けられるが流動的利用である。古く主食はサトイモであり、他に雑穀類を焼き畑により継続してきた。天明には代官中井清太夫（1784～1794年）が、長崎より耐寒品種であるバレイショを導入し、天明いらいの凶作年に備えた。現在、本来主食であったサトイモよりバレイショのほうが作付量・収穫量ともに多い。

地租改正以後は、橋立集落では 1933 年以後コンニャクを栽培し販売することで白米食を実現するなど、焼き畑や麦作から離れる地域もあらわれた。

焼き畑の完成サイクルとしては、「木炭生産→ソバ→アワ・トウモロコシ・小豆→森林」となるが、しばしば目的の変更によりコンニャクや桑園などの作目に変更されている。

（農地改革後：最終年には、桑園（養蚕）、スギ・ヒノキ植林に転換されている。）。

つまり、村民の目的に叶う土地利用が必要とされたのであり、最終焼畑耕作事例はそのことを象徴する。

### 実体

自給的食量に加え換金作物の登場が農林業をモノカルチャー化させた。そのため、「切替え畑」が桑園なのか、スギ・ヒノキなのか不明瞭になっている。現在、本村の場合自給的農業者の多くが 60 歳代の老夫婦である。本調査によれば 224 件のうち 170 件が自給的農業を営んでいる。彼らの大半は自給的農業であるが耕作の義務を果たしているといえよう。とかく、彼らに報いる資金が必要であり、年金であれ、耕作に要する資金・資材が整いさえすれば農林業の継続は可能であるといえよう。

### 課題

本村は、サトイモ・焼き畑→養蚕・木炭→スギ・ヒノキという利用状況であったが、これらの換金性を消失して無意味となったわけではないだろう。自給的農業の「本畑」と「切替え畑」についての認識を深めながら、自給的農業を楽しめる定住条件について再考していきたい。

根津基和（[m3nezu@nodai.ac.jp](mailto:m3nezu@nodai.ac.jp)）